平成二十六年八月

印西都市計画図

（印西都市計画区域は、船橋市を除く）

凡　例

	用途地域	建ぺい率(%)	容積率(%)		
	第一種低層住居専用地域	30、40 50、60	50、80 100、150		第一種高度地区（注1）
	第一種中高層住居専用地域	60	200		第二種高度地区（注2）
	第二種中高層住居専用地域	60	200		防火地域
	第一種住居地域	60	200		準防火地域
	第二種住居地域	60	200		生産緑地地区
	準住居地域	60	200		市街化区域
	近隣商業地域	80	200		新住宅市街地開発事業区域（千葉ニュータウン事業区域）
	商業地域	80	400、600		都市計画公園（緑地）
	準工業地域	60	200		都市計画道路
	工業地域	60	200		都市高速鉄道
	工業専用地域	60	200		都市計画区域
					県界
					行政界

印西都市計画道路

番号	名称	幅員(m)	延長(約m)
3·1·1	千葉ニュータウン中央線1号	76	4,670
3·1·2	千葉ニュータウン中央線2号	75	16,110
3·2·3	町田道添中ノ口線	32	6,230
3·3·4	南向南台線	25	2,560
3·3·4	南向南台線（支線1号）	18.5	190
3·3·5	西辺田大木戸根線	25	5,100
3·3·6	遠谷津五斗蒔線	25	7,570
3·3·7	印西バイパス線	22	3,730
3·4·8	木下駅南口線	20	530
3·4·10	中ノ口六軒線	18	1,140
3·4·11	小林駅南口線	18	470
3·4·12	作万橋道作線	18	1,990
3·4·14	国道16号	21	3,890
3·4·15	小林浅間新田線	16	1,040
3·3·16	西白井16号線	22	2,690
3·3·17	役場白井駅線	22	2,440
3·3·18	武西十余一線	25	790
3·3·19	タウンセンター南線	25	2,340
3·3·20	タウンセンター西線	25	1,130
3·3·21	タウンセンター北線	27	690
3·2·22	タウンセンター東線	36	1,190
3·4·23	草深別所線	18	2,310
3·3·24	宗甫草深線	25	1,550
3·4·25	別所滝線	16	2,200
3·4·26	大清水石道台線	16	2,520
3·4·27	原上割原中割線	16	500
3·2·28	大清水原線	30	1,530
3·4·30	宗甫滝線	16	1,490
3·4·31	大割大門線	16	670
3·4·32	萩原前出戸線	18	1,170
3·4·33	庚申前下湯屋線	19	2,600
3·4·34	大山口富塚線	16	2,960
3·1·35	中央北駅前線	55	290
3·1·36	中央南駅前線	50	140
3·3·37	中央東西線	28	660
3·3·38	中央南北線	28	550
3·3·39	長作台遠蓮線	27	1,680
3·4·40	下湯屋浅間線	18	1,170
3·4·41	竹袋大森線	18	2,780
3·4·42	牧の原駅北口線	21	80
3·4·43	牧の原駅南口線	21	90
3·3·44	和泉草深線	25	1,710

印西都市計画公園及び都市計画緑地

番号	名称	面積(ha)
印西市		
街区公園		(1.30)
2·2·1	中丑東	0.25
2·2·2	中丑西	0.25
2·2·3	稲荷谷	0.25
2·2·4	大門下	0.25
2·2·5	新山	0.30
近隣公園		(30.5)
3·4·6	浦幡新田	5.8
3·3·7	大塚前	2.0
3·3·10	多々羅田	2.5
3·3·11	高花	2.2
3·3·13	草深第1	2.0
3·3·14	草深第2	2.0
3·3·15	草深第3	2.1
3·3·16	滝	2.5
3·3·17	萩原	2.1
3·3·18	浅間山	2.0
3·3·19	別所第2	2.7
3·3·20	木下	2.6
地区公園		(30.0)
4·3·3	泉	3.5
4·4·1	印旛村西部地区	4.3
4·4·5	松虫	7.5
4·4·6	印旛村中央	4.1
4·5·4	草深中央	10.6
総合公園		(69.4)
5·6·1	印西総合	50.0
5·5·8	松山下	14.1
5·4·3	印旛沼	5.3
都市緑地		(2.3)
1	別所	2.3
白井市		
近隣公園		(10.0)
3·3·1	中木戸	2.3
3·3·2	七次第1	2.5
3·3·3	七次第2	1.2
3·3·4	白井木戸	2.0
3·3·5	十余一	2.0
地区公園		(7.6)
4·4·2	南山	7.6
総合公園		(7.8)
5·5·2	白井総合	7.8
運動公園		(11.6)
6·5·1	白井運動	11.6

（注1）

建物を建てられる空間
北側敷地境界

（注2）

建物を建てられる空間
北側敷地境界

建築基準法施行条例
（昭和三十六年千葉県条例第三十九号）
別表（第四十六条の二）備考を参照

凡　例

地区計画区域

株式会社パスコ調整

印西市役所
白井市役所

1

松崎地区地区計画の変更

（変更理由）

松崎地区地区計画変更の対象区域である松崎工業団地は、千葉ニュータウン中央駅の南東約３．５ｋｍの丘陵地に位置し、千葉県施行の土地区画整理事業により計画された内陸型工業団地である。

本工業団地では、新産業拠点の形成を目指し、生産、研究・開発、物流等と交流機能との複合化や、利便機能、福利厚生機能の充実等を目指しており、平成１３年３月３０日に地区計画を決定し、建築物等に制限をかけることで土地区画整理事業による効果の維持と、情報交流施設、生活関連施設等からなる工業団地として、良好な市街地環境の創出・保全・維持を図っている。

今後も、本地区計画内の適正な土地利用等の規制・誘導を図り、将来に渡り良好な都市環境及び魅力的な街並みを形成及び保全するために、本地区計画を変更する。

（案）
印西都市計画地区計画の変更（印西市決定）

都市計画松崎地区地区計画を次のように変更する。

名　　称	松崎地区地区計画
位　　置	印西市松崎台一丁目及び松崎台二丁目の全部の区域（松崎地区土地区画整理事業区域）
面　　積	約　５８．３　ｈａ
地区計画の目標	松崎地区は、千葉ニュータウン中央駅より南東約３．５ｋｍ、主要地方道千葉・竜ヶ崎線より東約１．２ｋｍの丘陵地に位置し、地区中央には市道００－０２６号線が配置され、千葉ニュータウンと直結する交通利便性の優れた工業団地として、土地区画整理事業により計画的に整備された内陸型工業団地である。 また、先端技術産業、研究開発型工場等の新産業拠点の形成を目指し、本地区の立地特性を生かした生産、研究・開発、物流等と交流機能との複合化や利便機能、福利厚生機能の充実等を図る。 本地区計画は建築物等に関する制限を行うことにより、土地区画整理事業の効果の維持と良好な工業系市街地としての適正な土地利用を図り、周辺環境と調和した快適でうるおいのある工業団地の創出・保全・維持を図ることを目標とする。
区域の整備、開発及び保全に関する方針	■土地利用の方針 工業団地としての発展を計画的に行うために、交流型工業流通街区としてＡ地区及びＣ地区並びに研究開発・都市関連施設街区としてＢ地区を配置する。 交流型工業流通街区は、地域に開かれた工業団地を目指し、加工組立型工業や流通業務施設、また工場見学コース、生産品の直販施設・飲食施設、産業博物館等を併設する施設等の立地を誘導すると共に、大街区を基本とした土地利用を図り、特に工業・流通施設、交流施設等の利便の増進及び周辺環境と調和する工業系市街地の形成を図る。 研究開発・都市関連施設街区は、研究開発施設、情報関連施設及び都市関連施設として工場以外にも物販施設、飲食施設、医療施設、研究施設、研修施設、情報交流施設等の団地内就業者や周辺居住者の公共の福祉又は生活利便のため必要な施設の立地を誘導する。 また、本計画区域内における工業・居住環境の混在の排除及び団地内での生活再建を希望する者のため、住宅等の立地を可能とする生活関連施設街区としてＤ地区を配置する。 ■地区施設の整備方針 土地区画整理事業により整備された道路、公園・緑地、調整池等は本地区全体の適正かつ合理的な土地利用に資するものとし､その機能が損なわれないよう維持及び保全を図る。 ■建築物等の整備方針 地区計画の目標を踏まえ、以下の建築物等の整備の方針に基づき規制、誘導を図ることとする。 良好な工業系市街地の形成及び周辺環境との調和を図るため、「建築物等の用途の制限」､「建築物の敷地面積の最低限度」及び「壁面の位置の制限」を定める。

地区整備計画書

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	A地区、C地区	B地区	D地区
			地区の面積	約14．1ha、約15.1ha	約２４．７ｈａ	約4．4ｈａ
		建築物等の用途の制限		次に掲げる建築物は建築してはならない。 （1）戸建住宅又は長屋 （2）戸建住宅又は長屋で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの （3）建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。）別表第2(い)項第3号に掲げる建築物 （4）建基法別表第2(ぬ)項第1号及び第2号に掲げる建築物 ただし、第1号から第3号までに掲げる建築物ついては、工業、流通、研究開発及び情報関連の施設等に従事する者の利用に供し、かつ、これらの施設と併設し、一体的に配置されるものについては、この限りでない。	次に掲げる建築物は建築してはならない。 （1）戸建住宅又は長屋 （2）建基法別表第2（い）項第3号に掲げる建築物 ただし、工業、流通、研究開発及び情報関連の施設等に従事する者の利用に供し、かつこれらの施設と併設し、一体的に配置されるものについては、この限りでない。	次に掲げる建築物は建築してはならない。 （1）建基法別表第2（い）項第3号に掲げる建築物 ただし、工業、流通、研究開発及び情報関連の施設等に従事する者の利用に供し、かつこれらの施設と併設し、一体的に配置されるものについては、この限りでない。
		建築物の敷地面積の最低限度		１，０００㎡ ただし、市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、この限りでない。	４００㎡ ただし、次のア又はイのいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア．本地区計画の変更に係る都市計画決定時において、当該規定面積に適合しない土地及び土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく換地処分又は仮換地の指定を受けた土地で、当該規定面積に適合しないものについて、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの イ．市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの	２００㎡ ただし、次のア又はイのいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア．本地区計画の変更に係る都市計画決定時において、当該規定面積に適合しない土地及び土地区画整理法に基づく換地処分又は仮換地の指定を受けた土地で、当該規定面積に適合しないものについて、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの イ．市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの
		壁面の位置の制限		計画図に表示する道路境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの後退距離は、次に掲げるとおりとする。 また、特に表示のない敷地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの後退距離は、1m以上とする。 （1）1号壁面線においては、3m以上とする。 ただし、市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めたものについては、この限りでない。	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの後退距離は、１m以上とする。ただし、この限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分で次のア又はイのいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア．車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが２．３m以下で、かつ床面積の合計が５㎡以内のもの イ．建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が３m以下のとき。 ただし、市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めたものについては、この限りでない。	

「計画区域、地区整備計画区域、地区の区分及び壁面の位置の制限は、計画図（地区整備計画図、地区区分図含む）表示のとおり。」

理由　土地区画整理事業による適正な土地利用を保全し、工業団地としての良好な工業系市街地を形成、維持するため地区計画を変更する。

変更後（案）

※赤字下線は変更箇所

印西都市計画地区計画の変更（印西市決定）

都市計画松崎地区地区計画を次のように変更する。

名　　称	松崎地区地区計画
位　　置	印西市松崎台一丁目及び松崎台二丁目の全部の区域（松崎地区土地区画整理事業区域）
面　　積	約　５８．３　ｈａ
地区計画の目標	松崎地区は、千葉ニュータウン中央駅より南東約３．５ｋｍ、主要地方道千葉・竜ヶ崎線より東約１．２ｋｍの丘陵地に位置し、地区中央には市道００－０２６号線が配置され、千葉ニュータウンと直結する交通利便性の優れた工業団地として、土地区画整理事業により計画的に整備された内陸型工業団地である。 また、先端技術産業、研究開発型工場等の新産業拠点の形成を目指し、本地区の立地特性を生かした生産、研究・開発、物流等と交流機能との複合化や利便機能、福利厚生機能の充実等を図る。 本地区計画は建築物等に関する制限を行うことにより、土地区画整理事業の効果の維持と良好な工業系市街地としての適正な土地利用を図り、周辺環境と調和した快適でうるおいのある工業団地の創出・保全・維持を図ることを目標とする。
区域の整備、開発及び保全に関する方針	■土地利用の方針 工業団地としての発展を計画的に行うために、交流型工業流通街区としてＡ地区及びＣ地区並びに研究開発・都市関連施設街区としてＢ地区を配置する。 交流型工業流通街区は、地域に開かれた工業団地を目指し、加工組立型工業や流通業務施設、また工場見学コース、生産品の直販施設・飲食施設、産業博物館等を併設する施設等の立地を誘導すると共に、大街区を基本とした土地利用を図り、特に工業・流通施設、交流施設等の利便の増進及び周辺環境と調和する工業系市街地の形成を図る。 研究開発・都市関連施設街区は、研究開発施設、情報関連施設及び都市関連施設として工場以外にも物販施設、飲食施設、医療施設、研究施設、研修施設、情報交流施設等の団地内就業者や周辺居住者の公共の福祉又は生活利便のため必要な施設の立地を誘導する。 また、本計画区域内における工業・居住環境の混在の排除及び団地内での生活再建を希望する者のため、住宅等の立地を可能とする生活関連施設街区としてＤ地区を配置する。 ■地区施設の整備方針 土地区画整理事業により整備された道路、公園・緑地、調整池等は本地区全体の適正かつ合理的な土地利用に資するものとし、その機能が損なわれないよう維持及び保全を図る。 ■建築物等の整備方針 地区計画の目標を踏まえ、以下の建築物等の整備の方針に基づき規制、誘導を図ることとする。 良好な工業系市街地の形成及び周辺環境との調和を図るため、「建築物等の用途の制限」、「建築物の敷地面積の最低限度」及び「壁面の位置の制限」を定める。

変更前

印西都市計画地区計画の変更（印西市決定）

都市計画松崎地区地区計画を次のように変更する。

名　　称	松崎地区地区計画
位　　置	印西市松崎字漣及び字高野の全部の区域並びに松崎字坂東、字堀木戸、字高野台、字池田及び字笹目並びに草深字野犬作、字松崎前、字南松崎前及び字北松崎前の各一部の区域（松崎地区土地区画整理事業区域）
面　　積	約　５８．３　ｈａ
地区計画の目標	松崎地区は、千葉ニュータウン中央駅より南東約３．５ｋｍ、主要地方道千葉・竜ヶ崎線より東約１．２ｋｍの丘陵地に位置し、地区中央には市道００－０２６号線が配置され、千葉ニュータウンと直結する交通利便性の優れた工業団地として、土地区画整理事業により計画的に整備された内陸型工業団地である。 また、先端技術産業、研究開発型工場等の新産業拠点の形成を目指し、本地区の立地特性を生かした生産、研究・開発、物流等と交流機能との複合化や利便機能、福利厚生機能の充実等を図る。 本地区計画は建築物等に関する制限を行うことにより、土地区画整理事業の効果の維持と良好な工業系市街地としての適正な土地利用を図り、周辺環境と調和した快適で潤いのある工業団地の創出・保全・維持を図ることを目標とする。
区域の整備、開発及び保全に関する方針	■土地利用の方針 工業団地としての発展を計画的に行うために、交流型工業流通街区としてＡ地区及びＣ地区並びに研究開発・都市関連施設街区としてＢ地区を配置する。 交流型工業流通街区は、地域に開かれた工業団地を目指し、加工組立型工業や流通業務施設、また工場見学コース、生産品の直販施設・飲食施設、産業博物館等を併設する施設等の立地を誘導すると共に、大街区を基本とした土地利用を図り、特に工業・流通施設、交流施設等の利便の増進及び周辺環境と調和する工業系市街地の形成を図る。 研究開発・都市関連施設街区は、研究開発施設、情報関連施設及び都市関連施設として工場以外にも物販施設、飲食施設、医療施設、研究施設、研修施設、情報交流施設等の団地内就業者や周辺居住者の公共の福祉又は生活利便のため必要な施設の立地を誘導する。 また、本計画区域内における工業・居住環境の混在の排除及び団地内での生活再建を希望する者のため、住宅等の立地を可能とする生活関連施設街区としてＤ地区を配置する。 ■地区施設の整備方針 土地区画整理事業により整備される道路、公園・緑地、調整池等は本地区全体の適正かつ合理的な土地利用に資するものとし、各機能･性格に応じ適正に計画及び配置するものとする。また、整備された施設については、その機能が損なわれないよう維持及び保全を図る。 ■建築物等の整備方針 地区計画の目標を踏まえ、以下の建築物等の整備の方針に基づき規制、誘導を図ることとする。 良好な工業系市街地の形成及び周辺環境との調和を図るため、「建築物等の用途の制限」、「建築物の敷地面積の最低限度」、「壁面の位置の制限」を定める。

変更後（案）

※赤字下線は変更箇所

地区整備計画書

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	A地区、C地区	B地区	D地区
			地区の面積	約14．1ha、約15.1ha	約24．7ha	約4．4ha
		建築物等の用途の制限		次に掲げる建築物は建築してはならない。 （1）戸建住宅又は長屋 （2）戸建住宅又は長屋で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの （3）建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。）別表第2(い)項第3号に掲げる建築物 （4）建基法別表第2(ぬ)項第1号及び第2号に掲げる建築物 ただし、第1号から第3号までに掲げる建築物ついては、工業、流通、研究開発及び情報関連の施設等に従事する者の利用に供し、かつ、これらの施設と併設し、一体的に配置されるものについては、この限りでない。	次に掲げる建築物は建築してはならない。 （1）戸建住宅又は長屋 （2）建基法別表第2(い)項第3号に掲げる建築物 ただし、工業、流通、研究開発及び情報関連の施設等に従事する者の利用に供し、かつこれらの施設と併設し、一体的に配置されるものについては、この限りでない。	次に掲げる建築物は建築してはならない。 （1）建基法別表第2(い)項第3号に掲げる建築物 ただし、工業、流通、研究開発及び情報関連の施設等に従事する者の利用に供し、かつこれらの施設と併設し、一体的に配置されるものについては、この限りでない。
		建築物の敷地面積の最低限度		1，000㎡ ただし、市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、この限りでない。	400㎡ ただし、次のア又はイのいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア．本地区計画の変更に係る都市計画決定時において、当該規定面積に適合しない土地及び土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく換地処分又は仮換地の指定を受けた土地で、当該規定面積に適合しないものについて、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの イ．市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの	200㎡ ただし、次のア又はイのいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア．本地区計画の変更に係る都市計画決定時において、当該規定面積に適合しない土地及び土地区画整理法に基づく換地処分又は仮換地の指定を受けた土地で、当該規定面積に適合しないものについて、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの イ．市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの
		壁面の位置の制限		計画図に表示する道路境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの後退距離は、次に掲げるとおりとする。 また、特に表示のない敷地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの後退距離は、1m以上とする。 （1）1号壁面線においては、3m以上とする。 ただし、市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めたものについては、この限りでない。	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの後退距離は、1m以上とする。ただし、この限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分で次のア又はイのいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア．車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2．3m以下で、かつ床面積の合計が5㎡以内のもの イ．建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下のとき。 ただし、市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めたものについては、この限りでない。	

「計画区域、地区整備計画区域、地区の区分及び壁面の位置の制限は、計画図（地区整備計画図、地区区分図含む）表示のとおり。」

理由　土地区画整理事業による適正な土地利用を保全し、工業団地としての良好な工業系市街地を形成、維持するため地区計画を変更する。

変更前

地区整備計画書

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	A地区、C地区	B地区	D地区
			地区の面積	約14．1ha、約15.1ha	約24．7ha	約4．4ha
		建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。ただし、下記第1項から第3項に掲げる建築物ついては、工業、流通、研究開発及び情報関連の施設等に従事する者の利用に供し、かつ、これらの施設と併設し、一体的に配置されるものについては、この限りでない。 1．戸建住宅及び長屋住宅 2．戸建住宅及び長屋住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 3．共同住宅、寄宿舎又は下宿 4．建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2(ぬ)項第1号及び第2号に掲げる建築物	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1．戸建住宅及び長屋住宅 2．共同住宅、寄宿舎又は下宿	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1．共同住宅、寄宿舎又は下宿
					ただし、工業、流通、研究開発及び情報関連の施設等に従事する者の利用に供し、かつこれらの施設と併設し、一体的に配置されるものについては、この限りでない。	
		建築物の敷地面積の最低限度		1，000㎡	400㎡	200㎡
				－ ただし、市長が公益上やむを得ないと認めたものについてはこの限りでない。	ただし、本地区計画の変更に係る都市計画決定時において、当該規定面積に適合しない土地及び土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく換地処分又は仮換地の指定を受けた土地で、当該規定面積に適合しないものについて、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するものについては、この限りでない。	
		壁面の位置の制限		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は3．0m以上、その他の敷地境界までの距離は、1．0m以上でなければならない。 ただし、市長が公益上やむを得ないと認めたものについては、この限りでない。	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、1．0m以上でなければならない。ただし、当該限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分で次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 1．車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2．3m以下で、かつ床面積の合計が5㎡以内であるとき。 2．外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であるとき。	

「区域、地区整備計画区域、地区の区分は計画図表示のとおり」

変更理由　土地区画整理事業の計画変更との整合及び適正な土地利用を図り、工業団地としての良好な工業系市街地の形成、維持するため地区計画を変更する。

印 西 市 都 市 計 画 基 本 図

計画図【松崎地区】

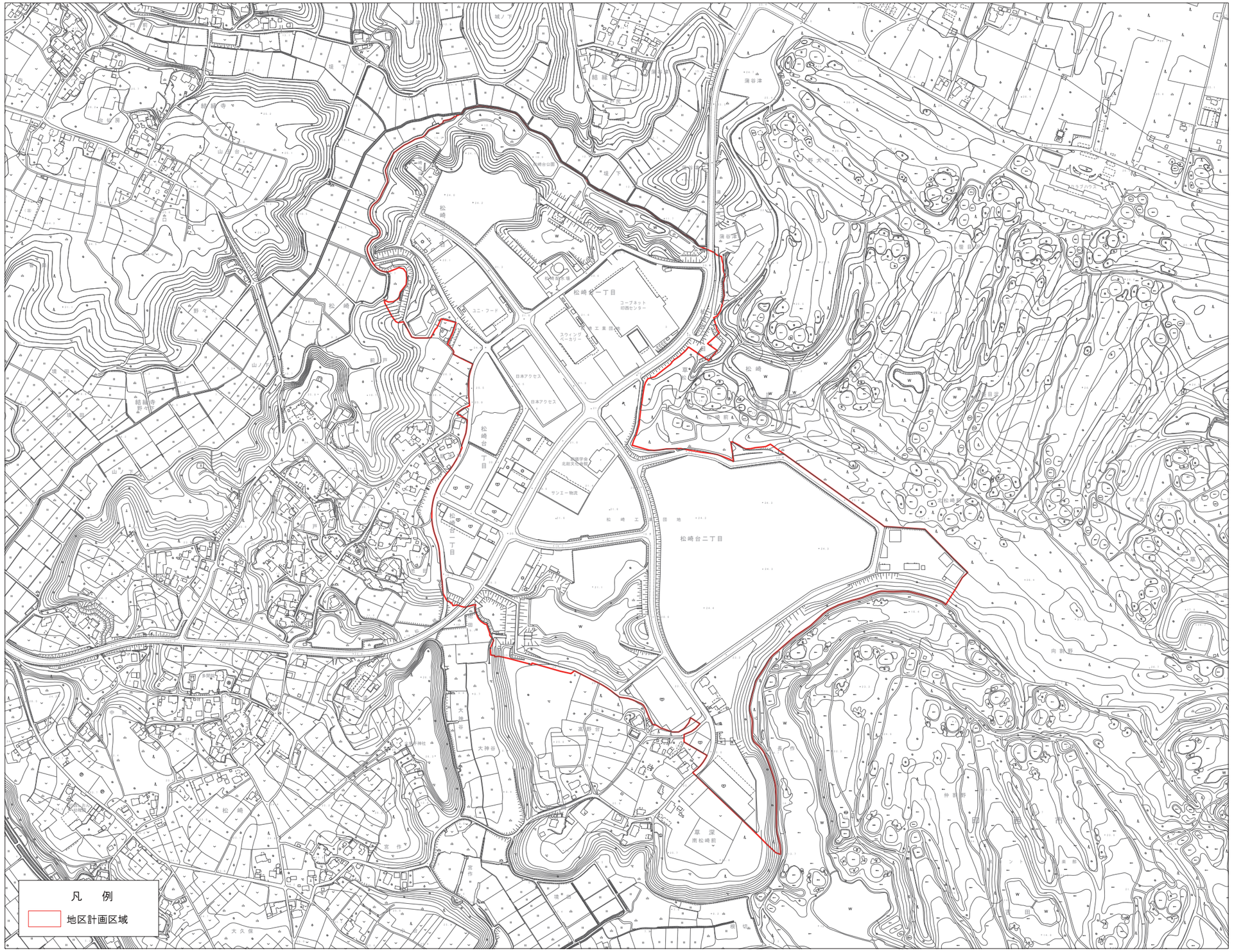

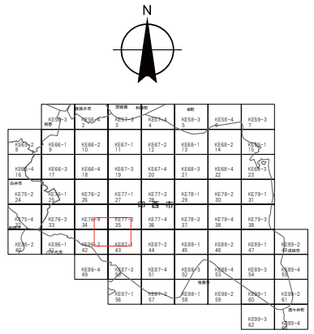

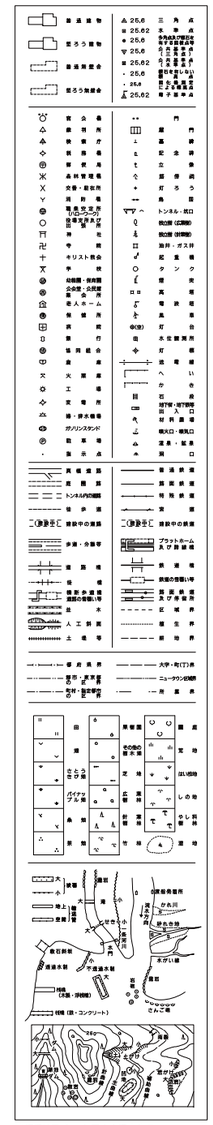

座標系は平成14年国土交通省告示
第9系の規定による第IX座標系
投影は横メルトカル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は0．5キロメートル間隔
図郭に表示してある経緯度目盛は10秒間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル
千葉県精密水準点の基準日は平成22年1月1日

平成１７年測量
平成２０年修正
平成２３年修正
平成２７年修正

1．　平成２２年１２月撮影
2．　平成２３年　７月現地調査
3．　平成２５年１２月撮影
4．　平成２７年　６月現地調査

平面直角座標値は、世界測地系による。

0　50　100　200　300　400　500 m

この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（助言番号）　平成17　関　公　第　159　号

この測量成果は、国土地理院長の助言を受けて得たものである。
（助言番号）　平成20　関　公　第　450　号

この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て
同院所管の測量成果を使用して得たものである。
（助言番号）　平成23　関　公　第　77　号

この測量成果は、国土地理院長の助言を受けて得たものである。
（助言番号）　平成27　関　公　第　41　号

作　業　　株式会社パスコ

計画機関　　印西市

印 西 市 都 市 計 画 基 本 図

地区整備計画図【松崎地区】

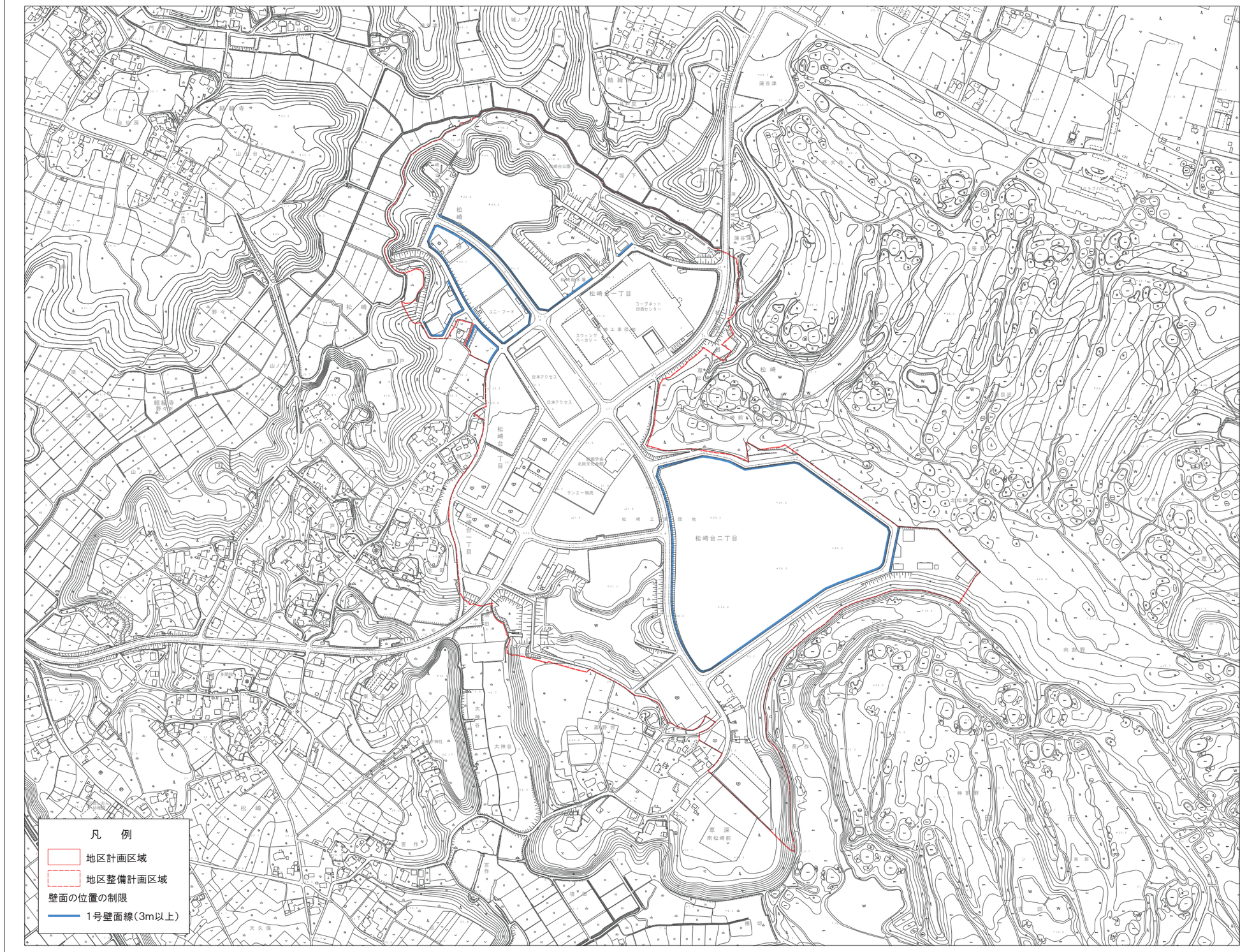

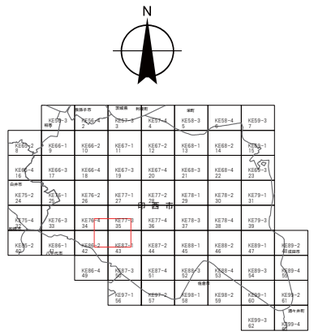

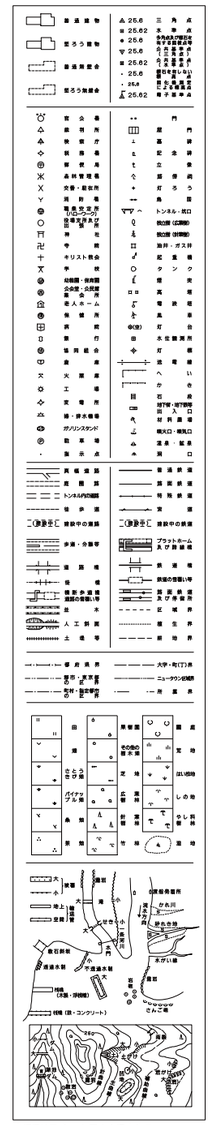

座標系は平成14年国土交通省告示
第9系の規定による第IX座標系
投影は横メルトカル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は0．5キロメートル間隔
図郭に表示してある経緯度目盛は10秒間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル
千葉県精密水準点の基準日は平成22年1月1日

平成１７年測量
平成２０年修正
平成２３年修正
平成２７年修正

1．　平成２２年１２月撮影
2．　平成２３年　７月現地調査
3．　平成２５年１２月撮影
4．　平成２７年　６月現地調査

平面直角座標値は、世界測地系による。

0　50　100　200　300　400　500 m

この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て
同院所管の測量成果及び測量標を使用して得たものである。
（助言番号）　平成17　関　公　第　159　号

この測量成果は、国土地理院長の助言を受けて得たものである。
（助言番号）　平成20　関　公　第　450　号

この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て
同院所管の測量成果を使用して得たものである。
（助言番号）　平成23　関　公　第　77　号

この測量成果は、国土地理院長の助言を受けて得たものである。
（助言番号）　平成27　関　公　第　41　号

作　業　　株式会社パスコ
計画機関　　印西市

印 西 市 都 市 計 画 基 本 図

地区区分図【松崎地区】

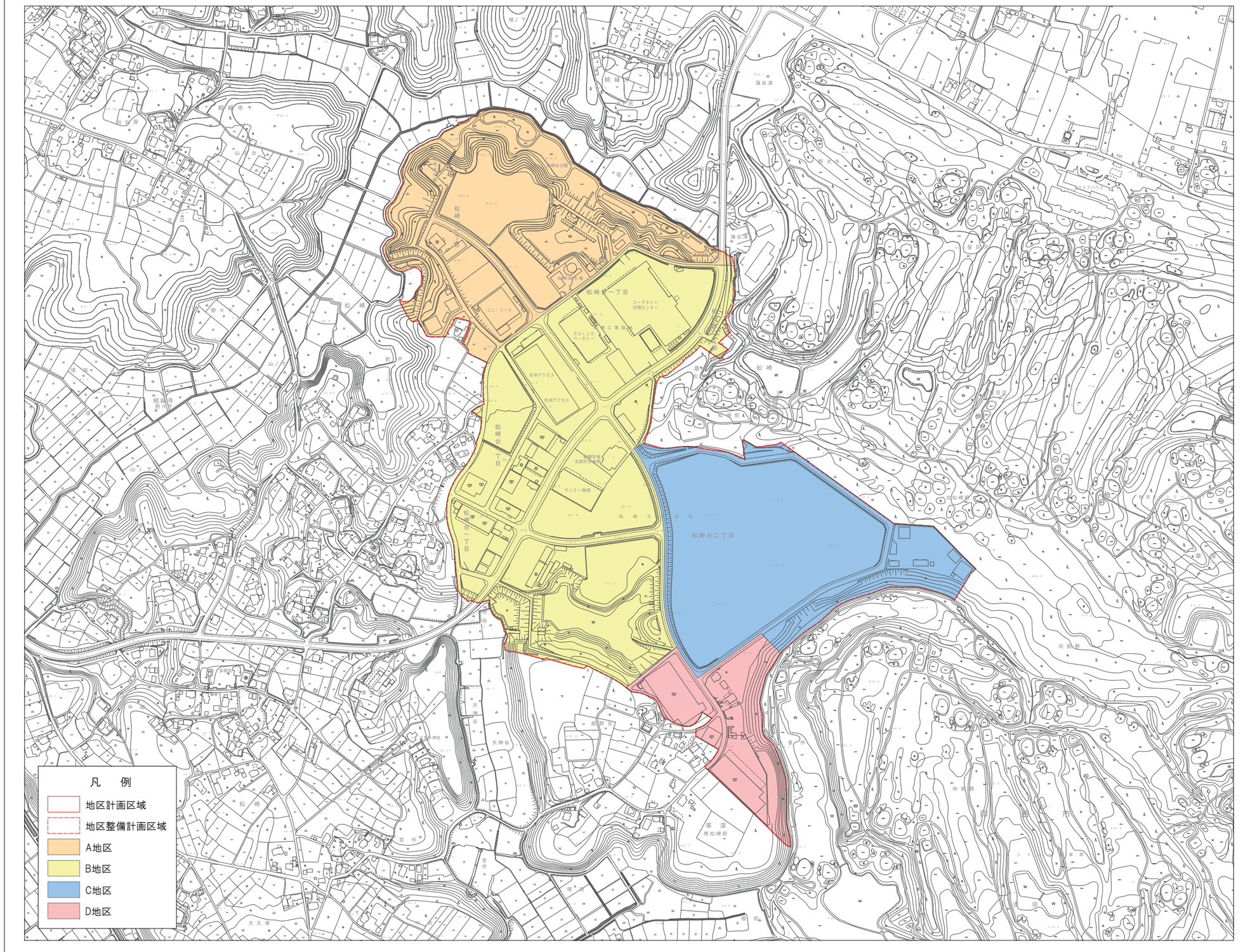

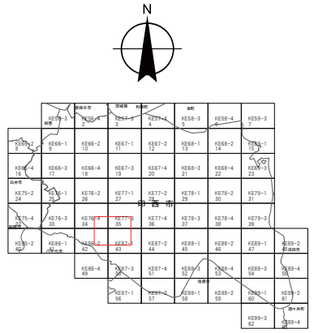

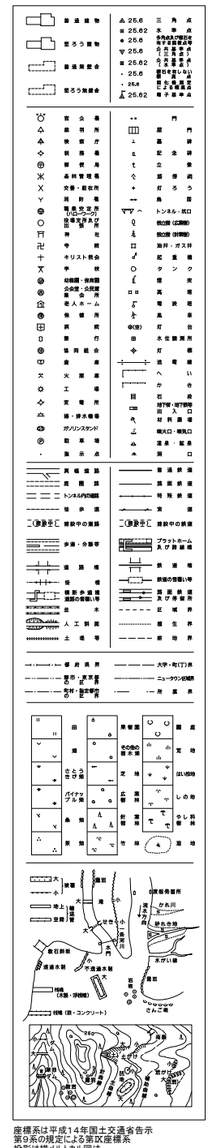

座標系は平成14年国土交通省告示
第9系の規定による第Ⅸ座標系
投影は横メルカル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は0．5キロメートル間隔
図郭に表示してある経緯度目盛は10秒間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル
千葉県精密水準点の基準日は平成22年1月1日

平成１７年測量
平成２０年修正
平成２３年修正
平成２７年修正

1. 平成２２年１２月撮影
2. 平成２３年　７月現地調査
3. 平成２５年１２月撮影
4. 平成２７年　６月現地調査

平面直角座標値は、世界測地系による。

この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（助言番号）　平成17　関　公　第　158　号

この測量成果は、国土地理院長の助言を受けて得たものである。
（助言番号）　平成20　関　公　第　450　号

この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て
同院所管の測量成果を使用して得たものである。
（助言番号）　平成23　関　公　第　77　号

この測量成果は、国土地理院長の助言を受けて得たものである。
（助言番号）　平成27　関　公　第　41　号

作　業　　株式会社パスコ
計画機関　　印西市